

事業系一般廃棄物搬入時の注意事項

- 1 搬入時間について（年末年始の搬入は別途御確認ください。）
 - (1) 収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）
午前中は8時00分～12時00分、午後は12時50分～4時00分（月～土）
 - (2) 自己搬入事業者（小口）
午前中は8時30分～12時00分、午後は12時50分～4時00分（月～土）
 - (3) 臨時搬入の場合
午前中は8時30分～11時30分、午後は1時00分～3時30分（月～土）
※ 搬入前に事務所で事務手続きをしてください。

- 2 構内走行について
 - (1) 構内を走行する際は徐行をお願いします。
 - (2) 一時停止等の標識を厳守し、必ず安全確認を行ってください。
 - (3) 構内及びプラットホームは、市のごみ収集車両、工事関係車両等も走行しますので、十分注意してください。
 - (4) 搬入経路については別紙を御確認ください。

- 3 ごみの計量について
 - (1) 必ず、右側（計量所側）の計量台に乗ってください。
 - (2) 計量の際は、搬入車両から全員降りICカードを計量所の職員に手渡してください。
 - (3) 2度目の計量後、計量伝票の1枚に事業者名と運転手氏名を記入してください。
 - (4) 故障の原因となりますので、計量台の上では急停止、急発進をしないでください。

- 4 プラットホームでの作業について
 - (1) 必ず車両管制及びピット前職員の誘導・指示に従ってください。
 - (2) 投入口付近での作業の際は、ごみピットへの転落に十分注意してください。赤色で塗られた部分には立ち入らないでください。
 - (3) 搬入物については、廃棄物処理法及び市が定めた廃棄物の受入基準を遵守してください。
 - (4) プラットホーム上に廃棄物が散乱した場合は、ほうき等で清掃してください。

- 5 ごみ処理手数料について
 - (1) ごみ処理手数料は定められた納期限までに必ずお支払いください。
 - (2) 支払いが遅れた場合、延滞日数に応じた延滞金が発生します。

- 6 その他
 - (1) 構内で事故やトラブルが発生した時は、必ず当センター職員に連絡してください。
 - (2) 構内における車両のアイドリングストップに御協力ください。